

田原市災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱

田原市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成24年6月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び田原市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者に対する情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援体制の整備並びに平常時における見守り及び支援への取組を推進し、もって安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により受けている要介護認定に係る要介護状態区分が要介護3から要介護5までの者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（障害程度の等級が1級又は2級である者に限る。）
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が重度（A判定）である者に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害等級が1級である者に限る。）
- (5) 65歳以上で同居する者がいない者又は65歳以上ののみの世帯の者
- (6) その他支援を必要とする者

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、避難支援等の実施に携わる者のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 田原市消防本部
- (2) 愛知県警察
- (3) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6節に規定する児童委員
- (5) 田原市社会福祉協議会
- (6) 田原市市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第1号）第2条第9号アに規定する自治会
- (7) その他避難支援等の実施に携わる関係者

3 この要綱において「避難支援等」とは、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

4 この要綱において「避難行動要支援者名簿」とは、避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第3条 市長は、その保有する情報及び関係機関から収集した情報等を利用し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 市長は、避難行動要支援者名簿に避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
(個別避難計画の作成)

第4条 市長は、その保有する情報及び関係機関から収集した情報等を利用し、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するものとする。

2 市長は、個別避難計画に前条第1項から第6項までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 避難支援等実施者（氏名または名称、住所、電話番号）
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
(名簿情報及び計画情報の提供における同意確認)

第5条 市長は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「計画情報」という。）を平常時から避難支援等関係者に提供することについての同意を確認するため、避難行動要支援者に田原市災害時避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意確認書・わたしの避難計画（様式第1号。以下「同意確認書」という。）を送付するものとする。

2 避難行動要支援者は、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて同意する場合は、同意確認書に第3条第2項各号に規定する必要事項を記入し、計画情報を避難支援等関係者に提供することについて同意する場合は、同意確認書に前条第2項各号に規定する必要事項を記入し、市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、避難行動要支援者が、障害等により本人による届出が困難な場合は、代理人による届出ができるものとする。

（名簿情報及び計画情報の提供）

第6条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報のうち前条第2項の規定により同意を得て登録された避難行動要支援者に係る名簿（以下「同意者名簿」という。）情報を計画情報を提供することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法第49条の11第3項及び法第49条の15第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を計画情報を提供することができる。

(名簿情報及び計画情報の利用)

第7条 市長は、法第49条の11第1項及び第49条の15第1項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、第5条第2項の規定により同意を得て登録された同意者名簿情報及び計画情報を利用することができる。

2 避難支援等関係者は、前条第1項の規定により提供を受けた同意者名簿情報及び計画情報を次に掲げる活動に利用することができる。

- (1) 災害時における避難誘導、安否確認、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等
- (3) 防災訓練及び避難訓練
- (4) その他避難行動要支援者の避難支援に関すること。

(名簿情報の漏えい防止のための措置)

第8条 第6条の規定により名簿情報及び計画情報の提供を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 名簿情報及び計画情報を施錠可能な場所へ保管する等厳重な保管を行うこと。
- (2) 名簿情報及び計画情報を必要以上に複製しないこと。
- (3) 名簿情報及び計画情報受領者が団体である場合は、その団体内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること。

(利用及び提供の制限)

第9条 名簿情報及び計画情報受領者は、避難支援等の用に供する目的以外のために当該名簿情報及び計画情報を自ら利用し、又は他の者に提供してはならない。

(守秘義務)

第10条 名簿情報及び計画情報受領者は、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。名簿情報及び計画情報を受けるべき者でなくなった後も同様とする。

(登録の変更)

第11条 第4条第2項の規定による名簿の提供に同意する避難行動要支援者（以下「名簿提供同意者」という。）又はその代理人（以下「名簿提供同意者等」という。）は、同意確認書に記載した内容に変更が生じたときは、変更事項を記載した同意確認書により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第12条 名簿提供同意者等は、同意者名簿の登録及び計画作成の取消しを求める場合は、田原市災害時避難行動要支援者名簿登録等取消届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、名簿提供同意者等から、前項に規定する届出書の提出がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、同意者名簿の登録を取り消すことができる。

- (1) 名簿提供同意者が死亡した場合
- (2) 名簿提供同意者が市外に転出した場合
- (3) 名簿提供同意者が施設入所等により施設への転居手続を行った場合

(4) 名簿提供同意者が避難行動要支援者でなくなった場合

(名簿情報の更新)

第13条 市長は、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援等の体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を年2回更新し、名簿情報を最新の状態に保持するものとする。

2 市長は、名簿情報を更新したときは、第5条第1項の規定により同意者名簿の情報を提供した避難支援等関係者に更新後の同意者名簿の情報を提供するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

田原市災害時避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意確認書・わたしの避難計画書

田 原 市 長 殿

私は、本申請書及び計画の内容について、災害時の安否確認や避難支援、災害時に備えた平常時の見守りの活動等のため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（田原市消防本部、愛知県警察、民生委員・児童委員、田原市社会福祉協議会、自治会等）に提供されることに同意します。また、本申請書及び計画が災害時の避難支援が必ず行われることを保証するものではないことについて承諾します。

※①～⑦全て記入されている場合は、個別避難計画の作成に同意したものとし、本計画を個別避難計画とします。

本人氏名 _____ (代理記載者 氏名 _____)

① 要支援者（以下、必要事項を記入の上、該当する番号に○をつけてください。）

申 請 日	年 月 日						
住 所 居 所	〒 - (アパート名、部屋番号まで記入)	電話 () F A X () 携帯電話 () E メール ()					
ふ り が な 氏 名	男 ・ 女	生 年 月 日 明・大・昭 ・平・令	年 月 日				
要支援者 本人の状況	1 介護保険認定者 (要介護状態区分 : 3 4 5)						
	2 障害者 (障害の種別 : 障害の程度 :)						
	3 65歳以上のひとり暮らし高齢者 4 65歳以上の高齢者のみの世帯	ひとり暮らし 又は高齢者 のみの時間	① 全 日 ② 時～ 時				
	5 その他 (具体的に)						
	特 記 事 項	具体的な身体等の状況					

② 家族・親戚等の連絡先

氏 名	住所 続柄	住所 電話 () 携帯電話 ()	〒 -
氏 名	住所 続柄	住所 電話 () 携帯電話 ()	〒 -

③ 地域支援者（避難支援等実施者）

あなたの避難などのお手伝いをしていただけるご近所の方などに、下の欄にお名前を書いてもらってください。（見つからない場合は、空欄で提出してください。）

氏名または名称 自署	チェック欄 <input type="checkbox"/>	●できること □高齢者等避難などの避難情報の伝達 □避難しているかの確認 □避難先と一緒に行く □その他 (※具体的に)
住所	支援者の情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	
連絡先 電話(携帯電話)()		
氏名または名称 自署	チェック欄 <input type="checkbox"/>	●できること □高齢者等避難などの避難情報の伝達 □避難しているかの確認 □避難先と一緒に行く □その他 (※具体的に)
住所	支援者の情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	
連絡先 電話(携帯電話)()		

裏面も記入してください。

災害時の対応に必要な情報です。できる限り記入してください。

④一緒に住んでいる人（家族・同居人の状況）

有 ・ 無	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

⑤【要支援者の特記事項】該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。

- 1 持病があります。（病名：）
- 2 いつも飲んでいる（使っている）薬があります。
(薬の名前：)
- 3 かかりつけの医療機関があります。
(医療機関名： 電話 —)
- 4 目が悪いので、音声で呼び掛けてください。
- 5 耳が聞こえないので、筆談や手話で呼び掛けてください。
- 6 耳の聞こえが良くないので、大きな声で呼び掛けてください。
- 7 避難するときは「担架」が必要です。
- 8 避難するときは「車椅子」が必要です。
- 9 歩くことはできますが、避難所まで付き添いが必要です。
- 10 人工透析を受けています。
- 11 在宅酸素療法を受けています。
- 12 人工肛門、人工膀胱を使用しています。
- 13 ペースメーカーを使用しています。
- 14 避難所での生活に、特別な配慮が必要です。
(内容：)
- 15 食事に特別な配慮が必要です。
(内容：)
- 16 その他事前に知らせておきたいことや、配慮してほしいことなど。
()

⑥自宅のハザード情報（ハザードマップで確認し、記入してください。）

津波（ m）・土砂災害・高潮・洪水・その他（ ）

⑦避難場所等情報【市の指定避難所、在宅避難、親戚・知人宅等も含めて検討し、記入してください。】

津波 避難場所		地震 避難先		風水害 避難先	
※位置、経路、移動するまでの注意すべきことなどを図示					

様式第2号（第11条関係）

年　月　日

田原市災害時避難行動要支援者名簿登録等取消届出書

田　原　市　長　殿

私は、災害時避難行動要支援者の同意者名簿への登録を申請し、わたしの避難計画（個別避難計画）の作成に同意しましたが、次の理由により名簿登録等の取消しを届け出ます。

1 登録取消理由

- 死亡 ※代理人による提出
 転出
 その他（ ）

2 取消すもの

- 災害時避難行動要支援者の同意者名簿への登録
 わたしの避難計画（個別避難計画）作成への同意

3 名簿提供同意者（本人）

ふりがな			
氏　名	性別 男・女		
生年月日	年　月　日		
住　所	田原市		
連絡先	電　話	— —	
	F　A　X	— —	
	Eメール		

4 代理人（代理人が提出する場合のみ記載）

ふりがな			
氏　名	本人との 続　柄		
住　所	<input type="checkbox"/> 本人と同居（記入不要） <input type="checkbox"/> 本人と別居（以下に記入）		
連絡先	電　話	— —	
	F　A　X	— —	